平成２２年（フ）第６８２１号
大阪市港区夕凪２丁目11番17号
債務者　加藤　友香
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８３３号
大阪市住之江区御崎３丁目２番22―306号
債務者　酒井モータースこと　酒井　　毅
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８６１号
大阪市淀川区西中島５丁目４番35―203号
債務者　野口　一成
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６９７１号
大阪市西成区玉出東２丁目５番４―502号
債務者　都築　愛子
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６９７２号
大阪市西成区玉出東２丁目５番４―502号
債務者　都築　隆介
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７０２８号
大阪市西区北堀江２丁目１番10号　1001
債務者　ジー・エル・オーこと　吉田　　滿
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７０３７号
大阪府池田市伏尾町14番地の１―401号
債務者　西原　君代
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１５１号
大阪府吹田市山田南38番14号
債務者　山本智登世
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１７０号
大阪府守口市大久保町５丁目64番17―102号
債務者　柿塚美装こと　柿塚　喜幸
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１８０号
大阪市西成区梅南１丁目５番15号　英和ハウス108
債務者　百田　征利
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７４０１号
大阪府八尾市東太子１丁目４番12号
債務者　玉川　哲子（旧姓森）
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７４１２号
大阪府枚方市村野南町１番２―309号
債務者　藤谷　佳子（旧姓竹岡）
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７４２８号
大阪府摂津市別府３丁目８番２―310号
債務者　坂本　泰正
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７４３６号
大阪府摂津市鳥飼本町４丁目９番４号
債務者　海江田賢吾
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５２６号
大阪市東淀川区東中島４丁目１番32―404号
債務者　山下　武志
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５４２号
大阪府守口市梶町２丁目11番７号
債務者　秋元光晴こと　秋　　光晴
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５４４号
大阪市天王寺区石ケ辻町２番１―203号
債務者　松山　良一
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５４６号
大阪市大正区小林西２丁目２番13号
債務者　辺見　誠志
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部